

関（裕）委員長

自民

提出会派の[]、いかがでしょうか。

直近の6月定例会を例に申し上げますと、5月31日の議会運営委員会の前日、5月30日が意見書の提出期限であったが、[]からは午前中に1件、午後の夕方に1件提出されていた。本市の定時退庁時刻は、5時15分であるが、事務局職員は翌日の議会運営委員会に資料として間に合わせなければならず、時間外勤務を余儀なくされていた。

ただいま[]からは、最新の情勢を踏まえた上で意見書を提出したいとの意見があったが、我々が提案しているのは告示日を期限とすることであり、6月定例会で言えば5月27日である。この期間に情勢が激変することは考えづらい。事務局の負担を減らすためにも、再度、会派で検討していただきたい。

関（裕）委員長

共産

自民

ただ今の各会派からの意見に対し、何かございましたらお願いいたします。

この提案は、職員の意見に基づく提案であるのか。

そうではない。私も含め我が会派は、皆様のご協力のもと議長として全体を見させていただいている経緯がある。職員の人件費についても、市民の厳しい目が注がれており、省けるものは省くべきであるとの考えから提案させていただいた。

副委員長

[]は、常に職員の健康管理や時間外勤務の削減など、職員の側に立った考えをお持ちだと思うので、[]の意見も会派で検討してみてもどうか。

共産

この委員会で考えるべきことは、市議会がどう発展していくかということである。職員の時間外勤務が恒常的に続いているということであれば、職員の人数にも関わってくる。[]としては、議長の立場として全体を見てきた中での提案であるということなので、それも踏まえて持ち帰り検討する。

関（裕）委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(4) 傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用としてのパソコンの持込を許可する」につきましては、[]から提案されたものでございますが、前回の協議では、事務局から他市の状況の報告があり、[]からは、「賛成する」との意見、[]からは、「何が何でも反対というわけではないが、一定のルールが必要と考える」との意見、[]

自民

関（裕）委員長

公明
関（裕）委員長

共産
関（裕）委員長

川口新風
関（裕）委員長

関（裕）委員長

からは、「賛成する」との意見があり、提出会派のからは、「次回、ルールを明文化したものを提案するので、それを基に検討いただきたい」との発言がありました。

まずは、から、お手元の資料につきまして、説明をお願いします。

お手元に、「市議会申し合わせ事項」の改正という資料を配付してあるので、ご覧いただきたい。内容としては、「市議会申し合わせ事項」に項目を追加するものである。追加する項目は、「傍聴規則、傍聴規程関係」として、「1 報道関係者のパソコンの持ち込みについて」である。その中で、(1)として、本会議の傍聴におけるパソコンの持ち込みについては、取材を補完するために用いる場合に限り、原則許可するもの。(2)として、委員会の傍聴についても同様とするものである。なお、「原則許可」としている理由であるが、あまりにもタイピングの音がうるさい場合、議長や委員長から注意をし、許可を取り消す事態も想定されることから、「原則」と規定している。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

から、お願いします。

申し合わせ事項の内容も明記されているので、賛成する。

続いて、から、お願いします。

賛成する。

続いて、から、お願いします。

賛成する。

それでは、この件は全会一致になりましたので、よろしくをお願いします。

各会派のご意見を拝聴して参りましたが、今回意見の一致を見ました大きな5の「(4)傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用としてのパソコンの持込を許可する」については次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応して参りますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の検討事項は終了いたしました。

ここで、新たな提案事項があるということで、及びから検討事項等提案票の提出を受けておりますので、ご報告いたします。

事務局から、資料を配付願います。

－ 事務局資料配付 －

それでは、提案内容をまず、から説明願います。

大きな2の(5)として、「一般質問における会派持ち時間制の導入」について提案するものである。我が会派では一般質問を希望する議員がたいへん多く、今までは極力4人までとして調整を図ってきたのが現状であるが、先の6月定例会では7人の議員を一般質問で登壇させていただいたところである。その結果、一般質問初日に5人の議員が登壇し、時間延長を余儀なくされたが、極力、定時に終わらせることが望ましいと考えている。また、42人いる議員が、公平、公正、平等に質問の機会を得られるにはどうすることが望ましいかということ、会派内で様々な角度から分析をした結果、二期通算方式の廃止も提案するものである。

配付した参考資料をご覧ください。①に各会派の持ち時間を割り出す公式を記載してある。この公式の内容であるが、まず、300分については、10時から17時までの7時間、420分から昼休憩と質問者間の10分程度の休憩時間の約2時間、120分を除いたものである。

次の3分の2については、平成27年度に行われた定例会における、一般質問中の質問時間と答弁時間の割合を計算したところ、質問時間が64.7パーセント、答弁時間が35.3パーセントと、概ね質問時間が3分の2、答弁時間が3分の1であったことから、質問時間を割り出すための係数としたものである。

4日間については、一般質問の最大日数であり、会派人数は、周知のとおり
 19人、10人、6人、4人、交渉会派以外の議員3人の計42人である。

この公式に基づき計算すると、我が会派が361分、が190分、が114分、が76分という数字が割り出され、これをそれぞれの会派の持ち時間としてはどうかという提案である。

続いて、②の質問時間であるが、最長60分については、3月定例会のこれまでの一人目の質問時間が60分であることに鑑みたものである。最短20分については、あまり発言者の交替が多くなると、休憩時間ばかりになってしまい、結果として住民の利益にならないことから、毎定例会、短時間で質問する議員がいたとしても不体裁にならないであろう時間を設定したものであり、これが30分でも無論構わないが、15分だと、15分の発言者のためにこの質問者の前後で合計20分の休憩をとることになるので、最短20分とすることが適当であると考えている。

③の交渉会派以外の議員の持ち時間については、一人20分とし、二期通算方式を適用することを考えている。なお、二期通算方式を適用する代わりに、実際の質問時間は、40分とすることを考えている。

この一般質問における会派持ち時間制の導入については、予め発言時間を届け出ることや余った発言時間を翌定例会に繰り越さない等のルールが必要となってくると考えており、発言時間についても、今回、提示したものは、あくまでも公式にあてはめた時間であるので、検討いただいた後、ある程度区切りの良い時間にまとめるのも良いと考えている。また、昼休憩のタイミングについては、午前11時45分の時点で質問している議員の質問・答弁が全て終了した時点とすることを考えている。

以上が、一般質問における会派持ち時間制の導入についての提案であるので、賛同していただきたい。

関（裕）委員長

ただいまの[]の説明に関し、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

[]
川口新風

今回の[]の提案は、各議員が45分という持ち時間の中で議論をつくしていくという本市議会が長年築き上げてきた伝統を壊し、市民の代弁者たる議員の発言を奪うものであるので、絶対に賛成することはできないと私個人としては考える。

関（裕）委員長

今回初めて提出された提案でございますので、ここで結論を求めているわけではありません。各会派に所属する議員のご意見もあるかと思っておりますので、会派に持ち帰って検討していただくという前提のもと、その説明にあたり不明な点があれば、ご意見・ご質問等をお願いします。

[]
川口新風

この数字は何を根拠に出しているのか。

[]
自民

冒頭で申し上げたが、我が会派ではこれまで質問者を4人としていたため、公平、公正な質問の機会が得られていなかった。我が会派だけではなく、42人の議員に公平、公正、平等に質問の機会が得られるシステムを構築しなければならないというのが我が会派の考えである。42人の議員は、大会派に所属しようが、小教会派、無所属であろうが、公平、公正、平等に扱われるのが、民主主義であるべき姿である。我が会派は、その観点から、今日、提出した公式を作らせていただいた。これが、42人すべての議員に、公平、公正、平等に質問の機会を与える唯一の公式であると考えている。また、同規模の他市を調査した結果、船橋市も会派持ち時間制を導入しており、決して前例がないわけではない。[]は、個人的には賛成できないということだと思うが、これらのことも踏まえ、会派に持ち帰っていただき、検討していただきたい。

[]
川口新風

議事課長

事務局に尋ねたいが、一般質問は4日間でなければならない理由があるのか。

一般質問の期間を4日間とするということが、法律等で定められているわけではございません。

以上でございます。

関（裕）委員長

この件につきましては、今回、新たに提案されたものでございますので、各会派で持ち帰り検討いただき、次回、ご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、[]の提案内容の説明をお願いします。

公明

関(裕)委員長

川口新園

公明

共産

公明

関(裕)委員長

自民

まず、2の(6)として、「一般質問中の不適切と思われる発言に対しては議事進行の徹底」を加えていただきたい。6月定例会において、一般質問の休憩中に発言内容の真意を求め、再開が遅れ、傍聴者等の市民に迷惑をかけた。一般質問中の発言の精査は議事進行発言により行うべきであり、会議規則に規定された議事進行を徹底するというを提案させていただく。

次に、3の(9)「常任委員会の視察の時期について」であるが、本市議会においては毎年7月に行なっているが、今年のように3年に1回は参議院選挙と重なってしまう。今回の参議院選挙の本市の投票率は、県の中でワースト6位であった。我々議員は、会派に所属している議員も多くいるので、視察の時期を変更できるのであれば、皆さんと調整していきたいと考え、提案させていただいた。また、併せて、他市の状況について、次回までに事務局で調査願いたい。

ただいまの[]の説明に関し、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。

発言に対し、議事進行をかけるほどでもない、軽微な疑義について聞く機会を奪うことはいかがなものか。6月定例会の件も、すぐに回答を求めたものではなかったにもかかわらず、そのことがうまく伝わらず再開が遅れてしまったものである。何でもかんでも議事進行をかけるのではなく、発言者に対し、「この件について少し聞きたいんだが」という機会もあった方が良いのではないか。

ルールを作っておいた方が、今後、スムーズな議会運営ができるのではないかとこの提案である。決して、そういった質問の機会を奪うものではなく、一般質問の登壇者が全て終了した後に確認をすれば何ら問題ないことである。今回提出した内容は、6月定例会のようなことが、今後、起こらないようにするための提案である。

6月定例会のようなことが起こらないようにするのは、今のルールでもできるのではないかと。本来は、議会内の発言について確認したいことがある場合は、議会内で聞くのがルールであり、何も変える必要がないのではないかと。

あくまでも申し合わせということで、各議員の共通認識とするものであり、スムーズな議会運営のための提案である。

それでは、この件に関しましても、各会派持ち帰り検討いただき、本日、持ち帰り検討となりました項目に加えて、次回から協議して参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に、[]から発言を求められておりますのでよろしくお願いいたします。

検討事項等提案一覧の大きな3委員会についての「(1)委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、討論における要望を含め、個

別の要望事項は掲載しない」についてであるが、この項目を協議のテーブルに載せていただきたく提案するものである。

第1回目の本委員会でも提案理由を述べたが、これについては、要望は特定の会派が一方的に発言した内容に過ぎず、賛成・反対の理由ですらないものである。

また、反対の要素として、こうあるべきなのに、なっていないから反対と、要望のような形で出てくるのは理解できるが、誰も反対していない状況で、自分の要望だけを述べて賛成ということは、それが委員会審査の成果なのか、条件付き賛成とどう違うのかという疑問も出てくる。

さらに、会議規則で「最初に反対者を発言させ」とあるように、賛成から始まる、または賛成だけというのは本来の討論ではないと考えている。

それを委員長報告に掲載し、本会議で報告することについては、委員会の審査概要かというところで、疑問が出てくるので、こういったことは掲載しない方がよいのではないかと、ということで提案させていただいており、次回からの協議をお願いするものである。

なお、先の6月定例会において、総務常任委員会審査の際、反対討論がないにもかかわらず、要望を述べて賛成討論をしたケースがあったことから、今回、このような提案をした次第である。

関（裕）委員長

ただいま、 から発言がありましたが、大きな3の「(1)委員長報告には、質疑の概要と討論及び採決結果を記載することとし、討論における要望を含め、個別の要望事項は掲載しない」について、次回の検討事項に追加することよろしいでしょうか。

— 異議なし —

関（裕）委員長

それでは、ただいまのとおり、よろしく願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成28年11月7日（月）、午前10時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

以上をもちまして、第5回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦労さまでした。

閉 会 午前11時 3分